

## 役員等に対する報酬等に関する規程

## 役員等に対する報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人琉球大学後援財団（以下「本財団」という）定款第37条の規定に基づき、本財団に常時勤務する役員の報酬及び常時勤務を要しない役員等に対する実費支給等に関して定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事及び監事並びに評議員をいう。
- (2) 常勤の役員とは、理事のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務の対価として受ける財産上の利益及び退職金をいう。

### (報酬等)

第3条 常勤の役員の報酬等は、月額報酬及び退職金とする。

- 2 前項で定める月額報酬は、30万円を超えないものとする。
- 3 常勤の役員の俸給の支給日及び支給方法等については、別に定める職員の給与及び退職金に関する規程を準用する。

### (報酬の額)

第4条 常勤勤務を要しない役員等が理事会及び評議員会へ出席したときは、出席の都度5千円、監事監査は1回につき1万円（当該金額は源泉徴収所得税額を控除した後の金額とする。）とし、予算の範囲内で支給する。

### (退職金)

第5条 常勤の役員には退職金を支給する。ただし、当該役員が職務上の義務違反により解任されたときは、退職金を支給しない。

- 2 前項に規定する退職金の額は、退職の日の属する月の報酬月額に在職年数を乗じた額とする。ただし理事会の承認を得て、増減することができる。
- 3 在職年数の計算は、選任された日の属する月から任期満了又は退職若しくは死亡した日の属する月までの引き続いた期間とする。ただし6月以上の端数を生じた場合は1年として計算する。

(旅費)

第6条 常勤の役員及び常時勤務を要しない役員が本財団の用務で旅行する場合は、内国旅行及び外国旅行に旅費をそれぞれ支給する。

2 前項に規定する旅費については、国家公務員の旅費に関する法律(昭和25年4月30日法律第114号)に基づく旅費の種類、支給の方法及び支給基準を準用する。

3 前項に規定する支給基準は、国家公務員の行政職俸給表(一)の9級から11級の職務の級を適用する。

(公表)

第7条 当財団は、この規程をもって、「認定法」第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(委任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成26年6月17日から施行する。